

抽出事案に関する質疑応答

1 公共 道路改築事業 八草第2トンネル工事

Q. 一般競争入札方式で、例えば落札の最低限度の価格を設定しておかないと、工物品質を確保することが難しいということはないか。基準価格(下限)はないのか。

A. 原則として、予定価格の半額を落札にあたっての最低の基準価格(注:低入札価格調査制度における基準価格)としている。

2 県営ふるさと農道緊急整備事業 久々野・高山地区 久々野工区6号橋上部製作・架設工事

Q. 入札参加JV(特定建設工事共同企業体)の構成員の資格要件の中で、平成12年度以降に県が発注した同種の一定規模以上の工事を受注中ではないこと、としながら、「ただし、岐阜県内に本社を有するものはこの限りではない。」とあるが、このような条件の設定はどのように行っているのか。

A. 25億円以上の工事はWTO(世界貿易機関)による政府調達協定の適用を受けることから、地域条件等を設定することなく、資格要件の設定を行っているが、5億円から25億円までの工事の一般競争入札においては地域条件を付けることが可能であり、本件については県内業者育成の観点から上記条件を設定した。

Q. 構造上のメンテナンスといったことについての責任等についてはどう考えているのか。

A. 設計上の問題については発注者責任があるが、瑕疵担保的なものについては契約約款上、契約業者の責任を定めている。

3 公共流域下水道事業(処理場)水処理(12池目)機械設備工事

Q. 入札参加資格要件上、共同企業体(JV)の結成は「自主結成」とあるが、どういうことか。また、自主結成でないものもあるということか。

A. 県の方で決めるのではなく、入札参加業者側で自主的に組んでいただくということである。他県では、経常型JVといって県にあらかじめ登録したJVというものもあるが、本県においては、工事ごとに自主的に結成をしている。

Q. 参加業者の技術力を評価して、技術力が優れていれば、必ずしも最低価格提示業者でなくても、発注するという方式はないのか。

A. 本件は公募型指名競争入札であるので、一定の技術要件を満たした指名業者の中で最低価格を提示した業者が落札業者となるが、技術力と価格の両方を評価し受注業者を決定する、総合評価方式という方式もある。

4 県単 エコ河川事業工事

Q. 本件はエコ河川事業としては、岐阜県では標準的なものか。

A. エコ河川事業の仕様については個々に定めているが、今回は間伐材等の利用を含め、隣接する道の駅整備、環境配慮を考慮してこのような整備とした。

Q. 入札指名業者への通知日から入札執行日までの期間が1週間だが、期間はこの程度でよいのか。

A. 本件については12月補正予算の議決後、年内の発注を目指したため、1週間での入札となった。規定(建設業法)では、この規模の工事の場合、原則、10日以上となっているが、5日まで短縮することができるとされている。

5 公共 地域戦略推進事業・県単 地方特定道路整備事業工事

Q.すべての工事について、予定価格はあらかじめ知らせるのか。

A.事前に公表している。

Q.予定価格は、誰が決められているのか。基盤整備部においては、8月から12月に約1900件もの膨大な数の発注工事がある。予定価格を決めるのに膨大な時間と労力が必要であると思うが、どうやっているのか。

A.本件の予定価格については、現地機関の所長が決められているが、通常、各発注機関の責任者が決める。設計ができあがった段階で、予定価格が決定される。

なお、県工事全般に、設計積算システムにより、コンピュータを活用して積算しているので省力化は図られている。

Q.予定価格と落札価格との間の金額差はあまりないように思われるが、業者側でも同じように積算できるからなのか。

A.設計については、(国が)積算の仕方、労務費、資材単価も公表しているので、それをもとに、県工事についても、ある程度、業者において積算できる。また、その積算をもとに、どこまで下げれば自分の会社が落札できるかを斟酌し、業者間で競争性を発揮しながら、それぞれの入札金額を見積もっていると思う。

6 県営ため池等整備事業 大栗毛地区第6期工事

Q.海津郡や揖斐郡の業者が選定されていないのは何故か。

A.地域性や施工実績などを考慮して、本件については不破郡及び大垣市内の業者を選定した。(工事場所:不破郡関ヶ原町)

Q.指名通知以前に工事の内容を業者が知ることはできるのか。

A.本年度より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、公共工事の透明性を高めるため、発注見通しについて県のホームページで公表しており、公表内容程度についてはどの業者も事前に把握できる。

Q.指名業者数を10名とした理由は何か。また、制度上は、10名以上、何社でも指名できるのか。

A.当該工事金額から県の発注標準・選定要領では「Cランク=10名以上」となるため、10名としている。また、規定上は10名超の指名も可能である。
しかし、発注者側にとっては入札等に係る事務量の増大、参加業者側にとっては指名された場合の、仕様書の閲覧、工事金額の見積もり、入札参加の手間等の増大もあり、10名以上という規定ではあるが、本件ではそれらを総合勘案して10名とした。

Q.入札事務の合理化に関する手法として「電子入札」があると思うが、県ではどのような対応をしているのか。

A.県では本年度より、全国の都道府県に先駆けて試行を行っている。今後の予定としては、平成16年度に電子入札の完全実施を予定している。
また、それにあわせて一般競争入札の拡大試行など、入札制度自体の改正も可能である。

7 洗浄タンク設置工事

Q.地理的条件とは何か。

A.当施設(東濃用水道事務所)の所在地である東濃地区及び可茂地区に、本店又は支店等を有する業者から選定している。

8 岐阜県学校間ネットワーク整備工事(データセンター整備)

Q.こういったシステムの場合、設計・積算はどのように行っているのか。

A.専門の職員により基本設計を行った後、6社以上の業者から見積を徴収し、内部の入札の委員会に諮った上で詳細設計を決定している。

Q.指名業者の中にグループ企業と思われる業者があるが、それは問題ないのか。系列会

社を同一の入札では指名しないという対応はとれないのか。

A. 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている上位から順に選定した結果であり、県の規定上は問題ないと考えますが、入札参加機会の増加等を考慮し、運用面で今後検討していきたい。

9 交通管制システム(端末装置)整備等工事

特に質疑なし。

10 インテリジェントホスピタルシステム再構築工事

Q. このシステムのSE(システムエンジニア)については、受注業者が病院内に入っているのか。トラブルがあった時の対処はどうなっているのか。

A. 別の業者が入っている。ただし、トラブルがあった時は、すぐに受注業者が対処することとなっている。

Q. 随意契約においては、契約価格の公正さが最も重要なポイントとなるが、どのように決定しているのか。その妥当性はどのように判断しているのか。

A. 随意契約における契約価格決定の重要性については、十分認識しており、見積書を徴集した後、同じシステムを導入している3つの県立病院の担当者により内容のチェックも行ったうえで決定している。

具体的には、当初の見積金額の約80%まで契約金額が低くなった。